

平成30年1月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

介護ベッド用手すりについての注意喚起、石油ふろがま、ノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 7件
（うち石油温風暖房機（開放式）2件、
石油ストーブ（半密閉式）1件、
半密閉式（FE式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件、
石油ストーブ（開放式）1件、石油ふろがま2件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 12件
（うち自転車1件、電動工具（ドライバー、充電式）1件、
延長コード1件、CDラジカセ1件、電気シェーバー1件、
オーブントースター1件、エアコン1件、
ノートパソコン2件、布団乾燥機1件、
加湿器（スチーム式）1件、電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うち介護ベッド用手すり1件、IH調理器1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、
空気清浄機（加湿機能付）1件、エアコン（室外機）2件、
延長コード2件、電気ミニマット1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1)介護ベッド用手すりについての注意喚起(管理番号:A201700610)

①事故事象について

施設で使用者（80歳代）が当該製品と介護ベッドの間に頭部が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認されました。事故発生時の状況を含め、当該事故の原因は、現在、調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった介護ベッド用手すりの事故件数は以下のとおりです。

〈事故発生件数〉

2007年度（平成19年度）	12件（うち死亡 8件）
2008年度（平成20年度）	15件（うち死亡 3件）
2009年度（平成21年度）	7件（うち死亡 3件）
2010年度（平成22年度）	12件（うち死亡 6件）
2011年度（平成23年度）	11件（うち死亡 8件）
2012年度（平成24年度）	8件（うち死亡 6件）
2013年度（平成25年度）	1件（うち死亡 0件）
2014年度（平成26年度）	4件（うち死亡 3件）
2015年度（平成27年度）	2件（うち死亡 1件）
2016年度（平成28年度）	1件（うち死亡 1件）
2017年度（平成29年度）	2件（うち死亡 1件）
合計	75件（うち死亡40件）

※平成30年1月10日時点

②再発防止に向けて（介護を行っている方々へのお願い）

介護ベッド用手すりの使用に際して、これまでに、手すり（サイドレール）とヘッドボード（頭側のついたて）の隙間に首を挟み込む事故、手すり同士の手すりの隙間に首を挟み込む事故、手すり自体の隙間に頭や腕が入り込む事故などが発生し、死亡又は重傷の重大事故報告が寄せられています。



（手すりとヘッドボードの隙間）



（手すりと手すりの隙間）



（手すり自体の隙間）



（手すり自体の隙間）

1) 御使用中の手すりが新 J I S 規格の適合製品かどうか御確認ください

2009年(平成21年)3月に J I S 規格が改正され、手すりと手すりの隙間及び手すりとヘッドボード(頭側のついたて)の隙間の基準が強化され、安全性が向上しました。

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合、首などを挟み込むおそれがあります。よって、御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合したものでなければ、新 J I S 規格の適合製品に取り替えていただくことを奨励します。

なお、新 J I S 規格の適合製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先事業者又は販売事業者にお問い合わせください。

2) 新 J I S 規格の適合製品への取替えが困難な場合など

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合には、隙間を塞ぐ対策を確実にとっていただきますようお願いいたします(別添1参照)。

- ・隙間を塞ぐ対応品を使用する(対応品の内容については、各メーカーに御相談ください)。
- ・クッション材や毛布などで隙間を塞ぐ。
- ・手すりなどの全体をカバーや毛布で覆い、手すり自体の隙間に頭や腕などが入り込まないようにする。
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。 等

③再発防止への取組

医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッド用手すりによる事故についての注意喚起を行っておりますので御覧ください。

また、2012年(平成24年)6月6日付けで、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者などに介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について依頼を行いました(別添2参照)。

さらに、消費者庁は、全国の在宅介護者向けに行ったアンケート調査結果の公表及び注意喚起を行うとともに、地方公共団体への協力依頼、新聞紙上での政府広報等により、事故の危険性の周知や注意喚起を行っております。また、経済産業省も「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行うとともに、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)においても、介護ベッド用手すりの事故についての注意喚起を実施しています。

(政府インターネットテレビ)

高齢者を製品事故から守ろう! 事故を防ぐ日頃の備えと心がけ

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12326.html>

(消費者庁のウェブサイト)

介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています!

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_3.pdf

医療・介護ベッド使用にかかる注意喚起の周知度調査の結果及び対策について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_2.pdf

(経済産業省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検を依頼しました
http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120606_1.pdf

(厚生労働省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイト)

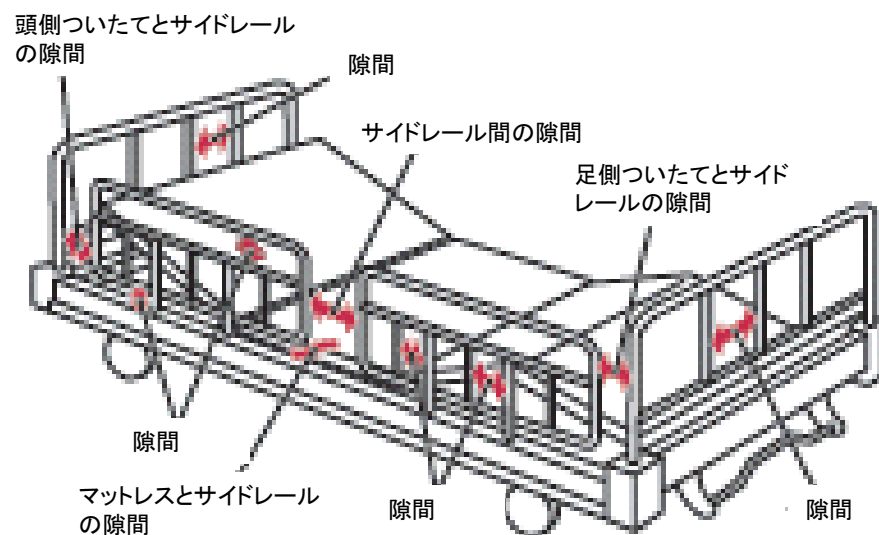
福祉用具による高齢者の事故にご注意ください
<http://www.nite.go.jp/data/000072185.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のウェブサイト)

<http://www.bed-anzen.org/>

介護ベッド用手すりの事故防止対策(具体例)

ここが危険な隙間です！



挟み込み防止対策の例
(隙間を塞いで挟まれないようにする)

▼補助具(事業者が提供)で隙間を塞ぐ

[頭側ついたりサイドレールの隙間] [サイドレールとサイドレールの間の隙間]



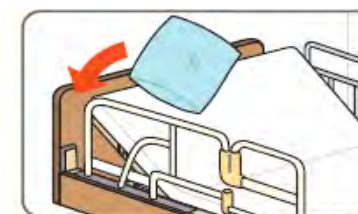
▼サイドレールカバー(事業者が提供)で覆う



▼スペーサー(事業者が提供)で隙間を塞ぐ



▼クッションやタオルなどで隙間を埋める



※ 平成21年3月にJIS規格が改正され、首や腕、足などを挟み込む事故を防ぐため、隙間に関する安全基準を強化した新JIS規格の適合製品が製造・販売されています。早めに新JIS規格の適合製品への取替えをお願いします。

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために



サイドレール内部のすき間や、サイドレールとグリップやヘッドボード等とのすき間は、頭や首の挟み込みによる事故のリスクが大きい部分であり、**死亡事故等**が報告されています。

これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

サイドレール等による事故を未然に防止していただくため、この「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」に基づいた点検を実施し、必要に応じて対応を行ってください。

また、「医療・介護ベッド安全普及協議会」のホームページでは、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」を見ることができますので、併せてご利用下さい。

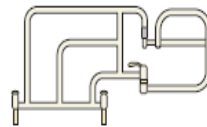


サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品(スペーサー、サイドレールカバー等)のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正のJIS規格が要求するすき間寸法を満たす製品を使用することも一つの方法です。(JIS規格は国際規格との整合のため、2015年と2016年にも改正されています。)

特にご注意ください方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとるとと思われる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、**ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。**

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各メーカーにご相談ください)
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

- 製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8652	http://www.keepable.net/
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

S 医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org> 【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。









医療・介護ベッド安全チェック表

氏名 _____

記入日: _____年 _____月 _____日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
 ※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れてください。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
<p>①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事故事例》 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法》 ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
<p>②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事故事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法》 ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
<p>③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)</p> 	<p>《事故事例》 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>《対応方法》 ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
<p>④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？</p> 	<p>《事故事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>《対応方法》 ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

※2015年12月のJIS改定では「23.5cm以上」が「31.8cm以上」に変更されていますが、安全上重要な点は改正後も同等とされています。

作成: 2016年10月20日

※経済産業省及び厚生労働省の「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」より抜粋

(2) 株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号：A201700633、A201700636）

① 事故事象について

異臭がしたため確認すると、株式会社長府製作所（法人番号：8250001005924）が製造した石油ふろがまを焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクタ（空だき防止装置を働かせないようにするもの）を、修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）7月27日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌28日に新聞社告を行い、点検用コネクタが付属されている全ての製品について、無償点検による点検用コネクタの回収を実施しています。

また、他の対象製品と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11及びCK-11S）については、空だき防止回路が不安定となることによって空だき防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクタの戻し忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修も実施しています。

同社は、無償点検及び点検用コネクタの回収等を促進するため、2009年（平成21年）10月から2010年（平成22年）3月までテレビCM放映により、また、継続的に、販売店、サービス店を通じ、同社製品全般の修理・点検時に対象製品があった場合には、点検用コネクタの戻し忘れがないかの確認及び回収等を徹底するとともに、ポスター掲示、店頭チラシ配布、新聞折込みチラシ等により、対象製品の使用者に対し呼び掛けを行っています。

③ 対象製品：品目、機種・型式、製造期間、対象台数

品目	機種・型式	製造期間	対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (ハナ-ナ-型式：BM-71K、BM-71KT) (セト型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	1984年7月 ～ 1991年9月	243,420
	JPS-T3、JPK-N3 (ハナ-ナ-型式：BM-73K) (ハナ-ナ-製造番号 000001～238930、 500002～588761が対象)	1991年8月 ～ 2001年9月	257,603
	CK-8、CK-8E	1985年1月 ～ 1992年5月	23,815
	CK-9、CK-9E	1985年11月 ～ 1987年7月	3,840
	CK-10、CK-10S (製造番号 000001～040080が対象)	1986年12月 ～ 2001年9月	54,181
	CK-11、CK-11S	1987年4月 ～ 1999年10月	111,085
		小計	

品 目	機種・型式	製造期間	対象台数
追いだき付 石油給湯器	JIB-T	1984年11月 ～ 1988年1月	3,150
	JIB-2T	1984年10月 ～ 1988年7月	9,093
	JIB-4	1983年4月 ～ 1984年8月	4,323
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	1983年11月 ～ 1986年7月	12,990
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-6NS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	1986年3月 ～ 1988年4月	30,333
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	1987年12月 ～ 1991年12月	39,134
	小 計		99,023
合 計		792,967	

(注) ※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部にはバーナー型式名、取扱説明書にはセット型式名が表示されています。

2007年（平成19年）7月27日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：34.6%（2017年11月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700633、A201700636）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるものを含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	1	火災	2013年度	2	火災
2016年度	7	火災	2012年度	5	火災
2015年度	3	火災	2011年度	7	火災
2014年度	4	火災	2010年度	1	火災

<対象製品の外観及び確認方法>

《型式表示場所》※図は一例ですが、本体正面又は側面に型式名の表示があります。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社長府製作所

電話番号：0120-911-870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

③富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社）が販売したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201700627、A201700629）

①事象について

富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社（法人番号：3020001114711））が販売したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ノートパソコンのバッテリーパックのリチウムイオン電池セル内部に異物が混入したため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）12月13日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象バッテリーパックをお持ちの方に対し、無償製品交換（改善対応したバッテリーパックとの交換）を実施しています（交換用バッテリーパックは、2018年（平成30年）1月下旬から発送予定です）。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700627、A201700629）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：バッテリーパックの物品番号、製造番号の一部、製造期間、対象台数

物品番号	製造番号の一部(ZからZまで)		製造期間	対象台数
	1桁～7桁	8桁～14桁		
CP556150-02	Z120717、Z120724	全て対象	2012年7月	62,521 (一部海外販売分を含む。)
CP556150-03	Z130119	全て対象	2013年1月～2013年2月	
	Z130120	000038Z～004207Z		
	Z130131～Z130205	全て対象		
CP579060-01	Z130129	全て対象	2013年1月～2013年3月	
	Z130130	全て対象		
	Z130131	000089Z～000662Z		
	Z130221	全て対象		
	Z130304	000045Z～000563Z		
		001210Z～001963Z		
Z130306	000017Z～000524Z			
CP610400-01	Z130131	000023Z～003691Z	2013年1月、2013年3月	
	Z130306	000569Z～001235Z		
CP615410-01	Z130120	全て対象	2013年1月～2013年2月	
	Z130124	002399Z～002751Z		
	Z130125	全て対象		
	Z130128	000277Z～000330Z		
		001059Z～002342Z		
	Z130129	全て対象		
	Z130131～Z130222	全て対象		
	Z130224	000009Z～000781Z		
	Z130226	全て対象		
Z130227	全て対象			

CP615411-01	Z130120	全て対象	2013年1月～2013年3月
	Z130122	000014Z～000083Z	
	Z130124	000027Z～000671Z	
	Z130125～Z130218	全て対象	
	Z130302	000016Z～000131Z 001720Z～002515Z	
	Z130304	000016Z～000237Z	
CP629458-03	Z130301～Z130407	全て対象	2013年3月～2013年4月

※同社が販売したノートパソコン（LIFEBOOKシリーズ）の一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2012年7月から2013年4月までに製造されたもの。

2017年（平成29年）12月13日からリコール（無償製品交換）を実施

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700627、A201700629）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（いずれも「ノートパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	1	火災	2013年度	0	—
2016年度	1	火災	2012年度	0	—
2015年度	0	—	2011年度	—	—
2014年度	0	—	2010年度	—	—

<対象製品の確認方法>

パソコンの電源を切り、バッテリーパックを取り外してください。

「物品番号」、「製造番号の一部」は、バッテリーパックに貼付のシールに記載されています。以下を参考に御確認ください。

なお、以下の事業者ウェブサイトにおいて公開されているチェックツールでも、お使いのバッテリーパックが交換対象であるかどうか御確認いただけます。

https://azby.fmworld.net/battery_exchange/2015/

<シール位置>

CP556150-02、CP556150-03

・ 物品番号



・ 製造番号



CP579060-01

- ・ 物品番号



- ・ 製造番号



CP610400-01

- ・ 物品番号



- ・ 製造番号



CP615410-01

- ・ 物品番号



- ・ 製造番号



CP615411-01

- ・ 物品番号



- ・ 製造番号



CP629458-03

- ・ 物品番号



- ・ 製造番号



※同社ではノートパソコン用バッテリーパックについて、2015年8月27日及び2016年2月10日付けで既にリコールを実施しておりますが、今回は対象製品が異なります。
 前回のリコールにおいて対象外であった場合でも、再度、バッテリーパックの物品番号及び製造番号を御確認ください（過去のリコール製品については次表を御参照ください）。

○2015年8月27日付けリコール対象

物品番号	製造番号の一部	製造期間
CP556150-01	Z110802~Z111212	2011年8月~2012年5月
CP556150-02	Z120102~Z120512	

○2016年2月10日付けリコール対象

物品番号	製造番号			製造期間
	ハイフンの前	ハイフン以降の7桁	下7桁	
CP494696-02	02B-	W130318	003257W ~ 004808W	2013年3月 ~ 2013年4月
		W130319	004225W ~ 004228W	
			004230W ~ 004932W	
		W130320	003001W ~ 005309W	
		W130321	003001W ~ 004912W	
		W130322	003001W ~ 005314W	
		W130323	003001W ~ 004428W	
		W130407	003018W ~ 003061W	
			003162W ~ 003523W	
			003001W ~ 004631W	
CP633526-03	01A-	W130413	003001W ~ 004259W	
			004263W	
		Z130402	003001Z ~ 003196Z	
		Z130406	003287Z ~ 003855Z	
		Z130408	003001Z ~ 004144Z	
		Z130409	003001Z ~ 004185Z	
	Z130410	003001Z ~ 004325Z		
	Z130411	003001Z ~ 004429Z		

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにノートパソコン本体からバッテリーパックを取り外し、周辺に可燃物がない場所に保管するとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください（2018年1月下旬から交換用バッテリーパックを発送予定。）。

なお、保管中はバッテリーの充電をしないでください。

【問合せ先】

FMVバッテリーパック交換ご相談窓口

電話番号：0120-924-632

受付時間：9時～17時（事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://pr.fujitsu.com/jp/news/2015/08/27-1.html>

http://azby.fmworld.net/battery_exchange/2015/

※上記ウェブサイトから無償製品交換の申込みも可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、鈴木、植杉、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700612	平成29年12月16日	平成29年12月28日	石油温風暖房機 (開放式)	KD-254X	三菱電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品
A201700614	平成29年12月15日	平成29年12月28日	石油ストーブ(半密閉式)	KSH-91R	サンポット株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	製造から25年以上経過した製品
A201700626	平成29年12月21日	平成29年12月28日	半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	TP-GQ10F	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	製造から30年以上経過した製品
A201700628	平成29年12月15日	平成29年12月28日	石油ストーブ(開放式)	KCP-2914WY (株式会社コメリブランド)	株式会社コロナ(株式会社コメリブランド)	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A201700633	平成29年12月15日	平成30年1月4日	石油ふろがま	CK-11	株式会社長府製作所	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクター(空だき防止装置を働かせないようにするもの)を、修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	長野県	製造から20年以上経過した製品 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:34.6%
A201700635	平成29年12月15日	平成30年1月5日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-5270E	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A201700636	平成29年12月27日	平成30年1月5日	石油ふろがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクター(空だき防止装置を働かせないようにするもの)を、修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	栃木県	製造から20年以上経過した製品 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:34.6%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700615	平成29年12月18日	平成29年12月28日	自転車	ST-DCICP76K	株式会社エンドウ商事 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のクランク軸が破損し、左足を負傷した。現在、原因を調査中。	茨城県	
A201700616	平成29年12月14日	平成29年12月28日	電動工具(ドライパー、充電式)	WDC-01GZ(株式会社カインズブランド)	株式会社高儀(株式会社カインズブランド) (輸入事業者)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	
A201700617	平成29年12月21日	平成29年12月28日	延長コード	E5016	大和電器株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	鳥取県	
A201700618	平成29年11月16日	平成29年12月28日	CDラジカセ	TY-CDK8	東芝エルイートレーディング株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月20日
A201700621	平成29年12月7日	平成29年12月28日	電気シェーバー	不明(ES611又はES612)	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月18日
A201700622	平成29年5月13日	平成29年12月28日	オーブントースター	NT-T59P	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月19日
A201700624	平成29年12月15日	平成29年12月28日	エアコン	CS-223CF	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	火災	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700627	平成29年12月24日	平成29年12月28日	ノートパソコン	FMVS54KD1W	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	平成29年12月13日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201700629	平成29年12月23日	平成29年12月28日	ノートパソコン	FMVS54KD1W	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	平成29年12月13日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201700630	平成29年12月22日	平成29年12月28日	布団乾燥機	AD-P40	三菱電機ホーム機器株式会社(輸入事業者)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岡山県	
A201700634	平成29年12月24日	平成30年1月5日	加湿器(スチーム式)	KA-E35S	東芝ホームテクノ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	
A201700637	平成29年12月22日	平成30年1月5日	電動アシスト自転車	KH-DCY01	株式会社カイホウジャパン(輸入事業者)	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700610	平成29年12月15日	平成29年12月27日	介護ベッド用手すり	死亡1名	施設で使用者(80歳代)が当該製品と介護ベッドの間に頭部が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A201700611	平成29年12月21日	平成29年12月28日	IH調理器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A201700613	平成29年12月12日	平成29年12月28日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201700619	平成29年11月26日	平成29年12月28日	空気清浄機(加湿機能付)	重傷1名	当該製品を使用中、乳児(8ヶ月)が当該製品の蒸気口で、左手に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月22日
A201700620	平成29年12月18日	平成29年12月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成29年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700623	平成29年12月15日	平成29年12月28日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成29年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700625	平成29年12月18日	平成29年12月28日	電気ミニマット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700631	平成29年12月11日	平成30年1月4日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700632	平成29年12月3日	平成30年1月4日	延長コード	火災	当該製品に電気こたつを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成29年12月28日に公表した電気こたつに関する事故(A201700603)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月27日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

自転車（管理番号：A201700615）



電動工具（ドライバー、充電式）（管理番号：A201700616）



延長コード（管理番号：A201700617）



CDラジカセ（管理番号：A201700618）



オーブントースター（管理番号：A201700622）



エアコン（管理番号：A201700624）



布団乾燥機（管理番号：A201700630）



加湿器（スチーム式）（管理番号：A201700634）



電動アシスト自転車（管理番号：A201700637）

